

横浜みどりアップ計画[2019-2023]の 取組内容について

第12回「森を育む」施策を検討する部会
2020年2月26日

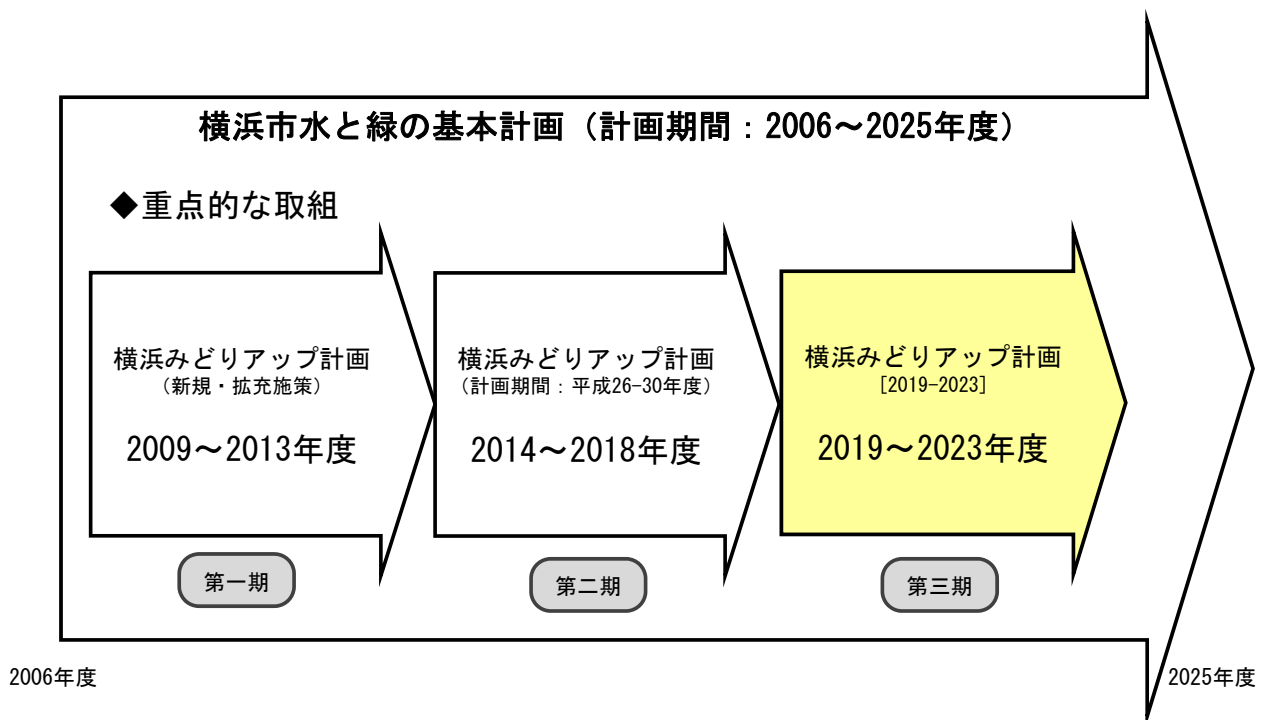
横浜みどりアップ計画と
横浜みどり税の
成り立ちについて

横浜みどりアップ計画とは

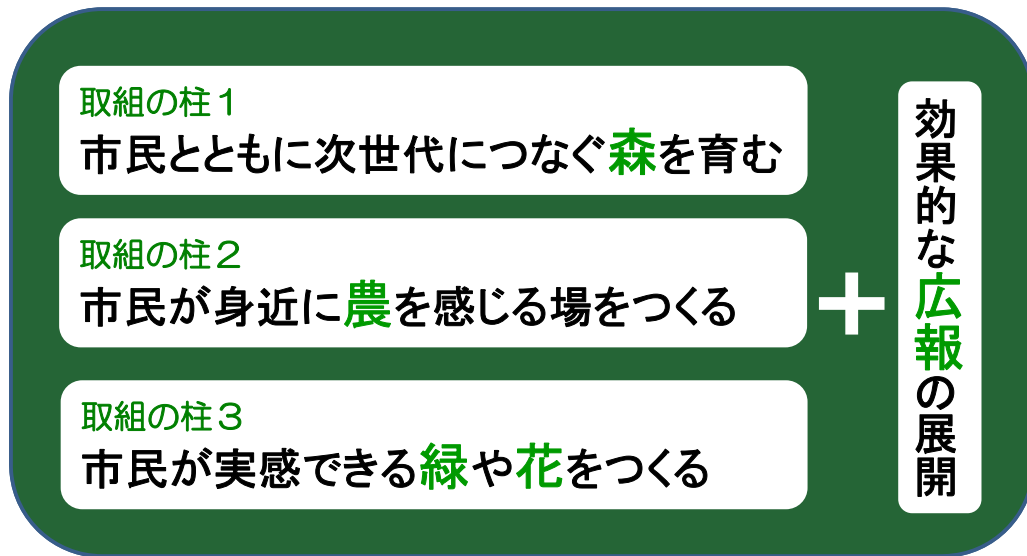
横浜は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。

これらの緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

横浜みどりアップ計画の位置づけ



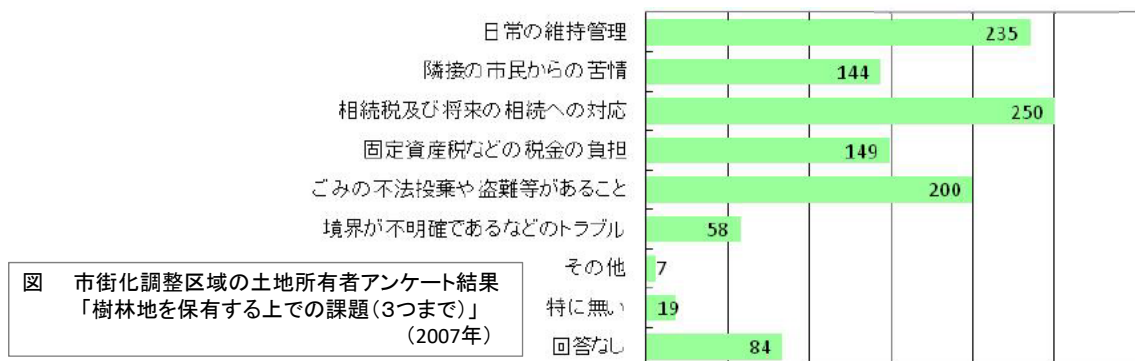
横浜みどりアップ計画 [2019-2023]の柱



横浜みどりアップ計画と 横浜みどり税のはじまり①

緑の取組を進める上での課題

- 都市化の進展に伴い、多くの緑が失われてきた
- 市内の樹林地の大半は民有地
- 残された緑を次世代に引き継ぐには、土地所有者の理解と協力が不可欠



- 緑の取組を進める上では、安定的かつ機動的な財源確保が必須の課題だった

横浜みどりアップ計画と 横浜みどり税のはじまり②

横浜市税制研究会

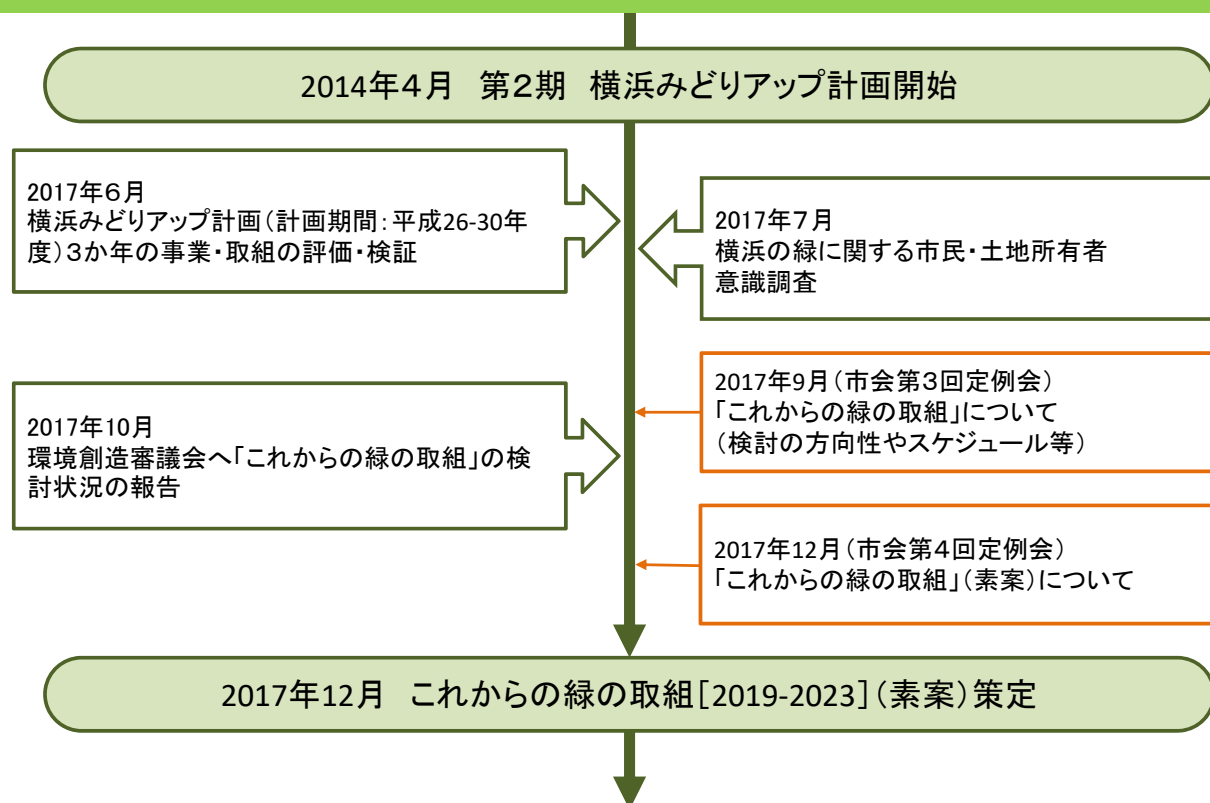
- ・課税自主権を活用した財源の検討が重ねられ、2008(平成20)年8月に最終報告が提出された
- ・新たな税負担を求める場合は、市民の理解と納得が得られるかどうか極めて重要
- ・どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証、さらには施策の提言等についても、市民参画の仕組みを作ることが重要
- ・課税手法は、市民税均等割への超過課税がふさわしい



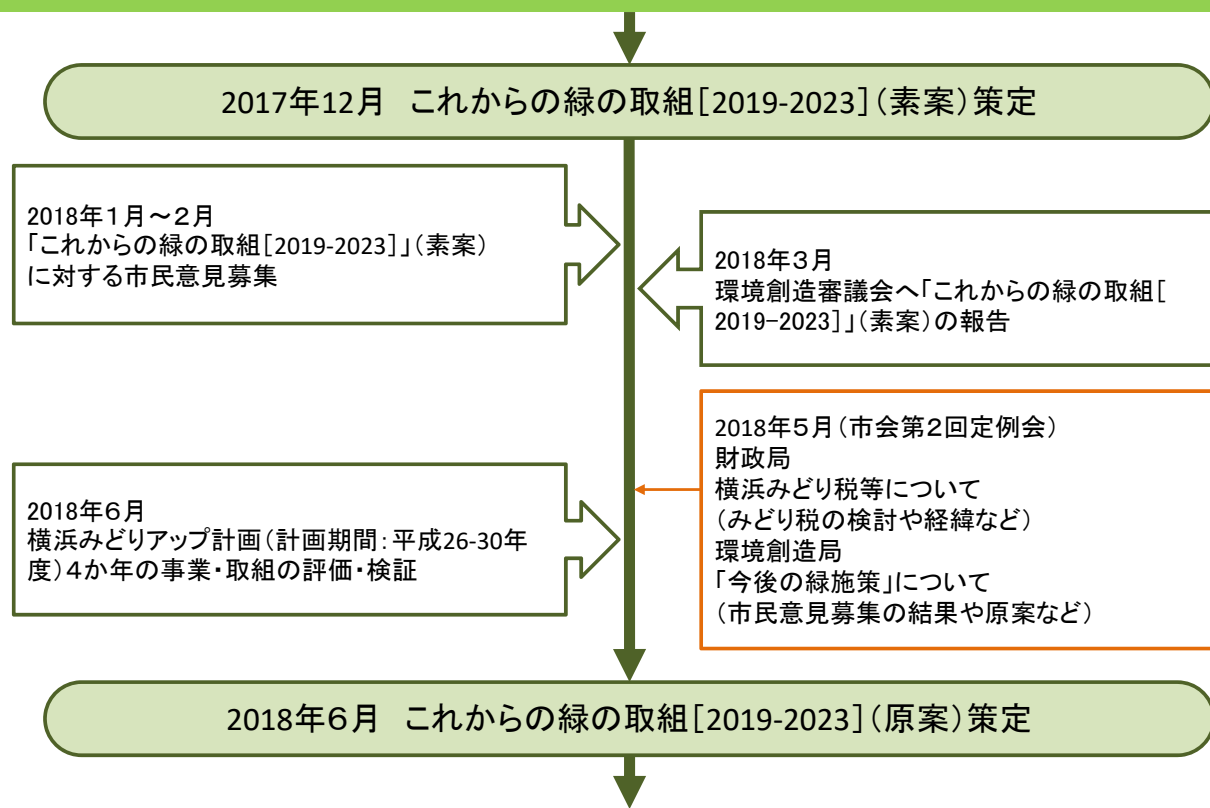
みどり税条例の施行とみどりアップ計画の策定

- ・「横浜みどり税条例」が2008(平成20)年12月に、市会本会議で附帯意見を付けて可決
- ・これをもとに具体的な事業内容・事業費をまとめ、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」が2009(平成21)年4月からスタート

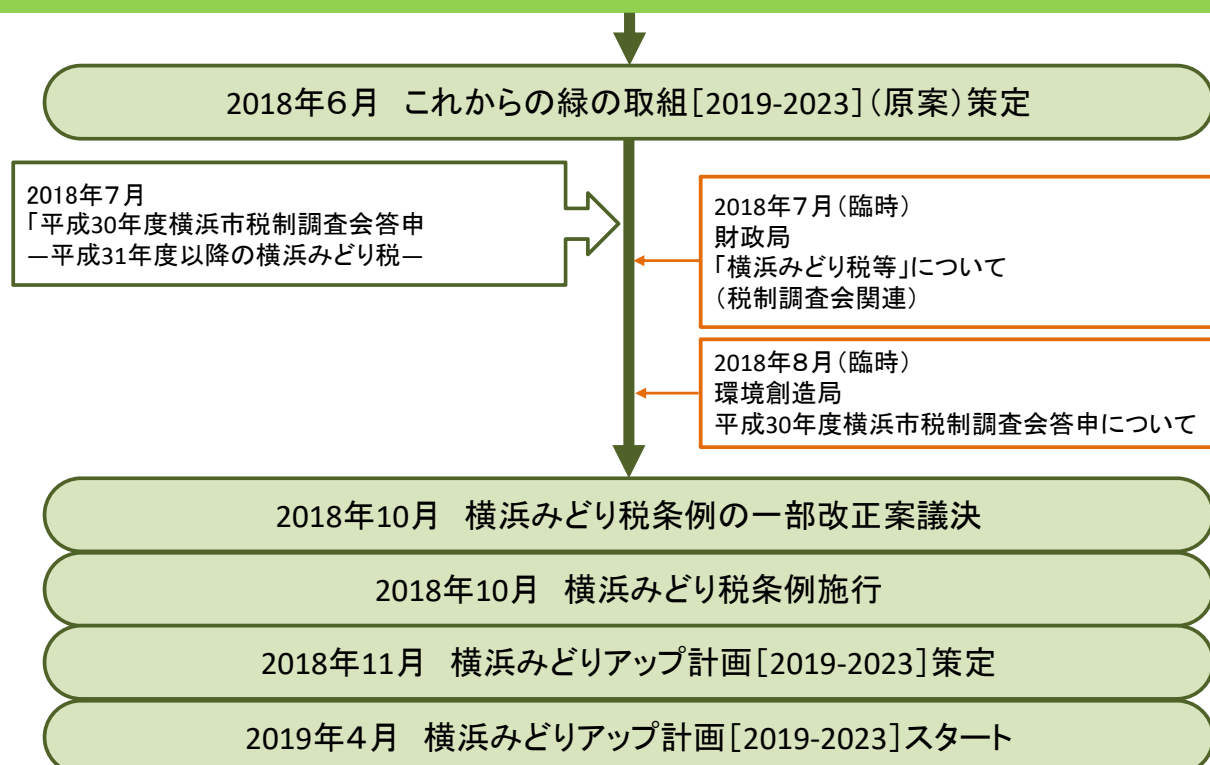
横浜みどりアップ[2019-2023]策定経緯



横浜みどりアップ[2019-2023]策定経緯



横浜みどりアップ[2019-2023]策定経緯



横浜みどり税の使途

- 樹林地・農地の確実な担保
- 身近な緑化の推進
- 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

(なお、施設の整備や特定の個人事業の支援的な性格を有する事業、既存分事業は使途から除外)

横浜みどり税条例の附帯意見

市第23号議案

横浜みどり税の延長に当たり、
次の事項について特段の努力を払われたい。



1. 横浜みどり税の目的、内容について、今後も引き続き、市民への周知の徹底を図るとともに、その効果を市民が実感できるよう工夫を図ること。
2. 引き続き、行財政改革を一層推進し、事務事業については、徹底した見直しを行うこと。

横浜みどり税の 課税方式・税率など

・課税方式

市民税(個人・法人)均等割超過課税

・税率

個人 市民税の均等割額に年間900円上乘せ

法人 市民税の年間均等割額の9%相当額

・税収規模

約28億円／年(個人:約17億円 法人:約11億円)

※2018年度当初予算

基金と特別会計

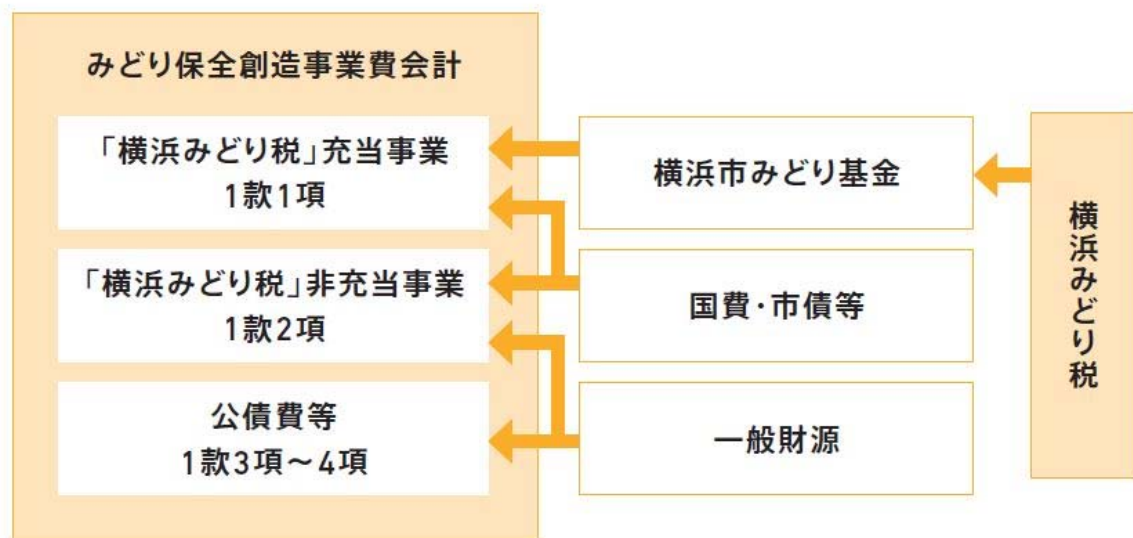
横浜市みどり基金

この税収を管理する基金を設置し、他の一般財源から明確に分離するとともに、年度間の財源調整も行います。

みどり保全創造事業費会計

横浜みどり税非充当事業(既存事業費等)を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別会計により、横浜みどり税の用途を明確にします。

みどり保全創造事業費会計



柱1『市民とともに次世代に
つなぐ森を育む』
取組内容について

柱1: 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森(樹林地)の多様な機能や役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

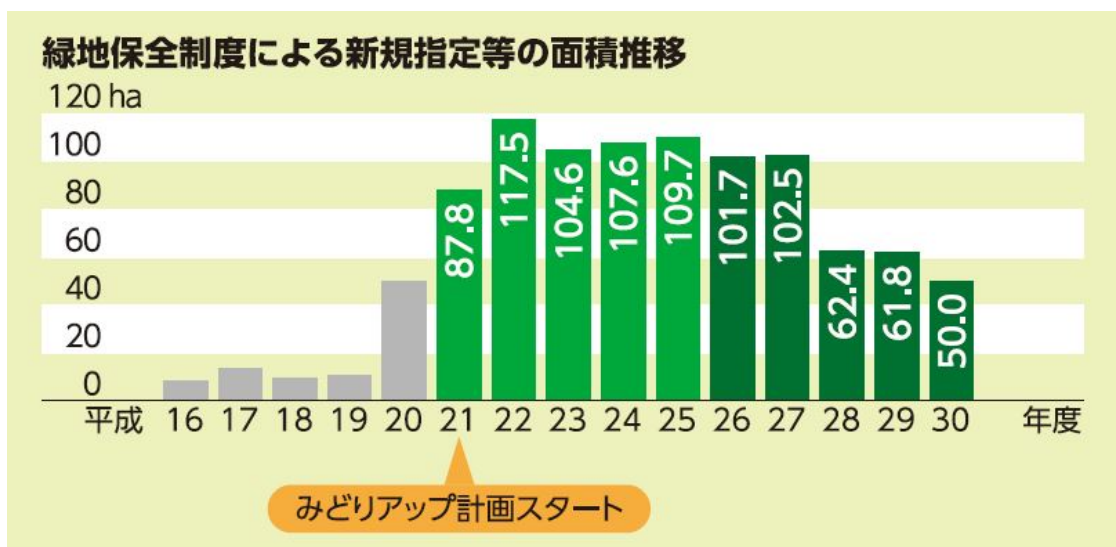
柱1: 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策1 樹林地の確実な保全の推進	事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
施策2 良好な森を育成する取組の推進	事業② 良好な森の育成 (1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進 (2) 指定した樹林地における維持管理の支援
	事業③ 森を育む人材の育成 (1) 森づくりを担う人材の育成 (2) 森づくり活動団体への支援
施策3 森と市民とをつなげる取組の推進	事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり (1) 森の楽しみづくり (2) 森に関する情報発信

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

制度名	緑の環境をつくり育てる条例による制度			都市緑地法による制度
	緑地保存地区	源流の森保存地区	市民の森	特別緑地保全地区
概要	市街化区域の身近な樹林地を保全する制度	市街化調整区域の良好な樹林地を保全する制度	市民の憩いの場として緑を守り育て、利用させていただく制度	まとまりのある貴重な緑地を都市計画により永続的に保全する制度
対象	500㎡以上の樹冠に覆われている一団の樹林地	1,000㎡以上の樹冠に覆われている一団の樹林地	概ね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	風致景観に優れているなどの指定要件を満たす、概ね1,000㎡以上の一団の良好な自然的環境を形成する緑地
指定形態・期間	緑地保存契約 契約期間10年以上 (特別緑地保全地区と重複して指定できます)	源流の森保存契約 契約期間10年以上 (特別緑地保全地区と重複して指定できます)	市民の森契約 契約期間10年以上 (特別緑地保全地区と重複して指定できます)	都市計画決定 永年指定
優遇措置	① 固定資産税 ・都市計画税の減免 (奨励金交付の場合あり) ② 契約更新時に 継続一時金を交付 (特別緑地保全地区または保安林に指定されている土地については、継続一時金はありません)	① 固定資産税の減免 ② 契約更新時に 継続一時金を交付 (特別緑地保全地区または保安林に指定されている土地については、継続一時金はありません)	① 固定資産税 ・都市計画税の減免 ② 緑地育成奨励金を交付 ③ 契約更新時に 継続一時金を交付 ④ 不測の事態が生じた場合、 土地の買取相談に対応可能	① 固定資産税評価額が最大1/2 ② 相続税及び贈与税評価額8割減 (山林及び原野) ③ 相続税の延納利子税の割合が 引き下げられる場合あり ④ 行為許可を受けられなかった場合、買入 申出が可能です(譲渡所得2,000万円まで 控除の場合あり)
留意事項	【留意事項】 奨励金や継続一時金は原則として課税対象となりますので、税務署へ申告が必要です			【留意事項】 相続税申告等の際は、税務署にご相談ください
管理形態	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者による管理 別途、樹林地維持管理に係る助成制度あり (詳しくは、裏面をご覧ください) 		<ul style="list-style-type: none"> 原則として土地所有者による管理 開園後は、散策路や広場などの管理は市で対応し、清掃や巡視は市民の森委員会をお願いします 	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者による管理 別途、樹林地維持管理に係る助成制度あり (なお、市民の森との重複指定の場合は、市民の森の管理形態を適用します)
行為制限	制度による指定を受けると、次の行為に制限がかかります。 <ul style="list-style-type: none"> 工作物の設置、土地の形質の変更、木竹の伐採(管理行為を除く)、その他の緑地の保存に影響を及ぼす行為等は原則として禁止 所有権の移転や権利設定をする場合、緑地の保存管理に必要な防災上の措置を行う場合等には、あらかじめ市との協議が必要 			<ul style="list-style-type: none"> 工作物の設置、土地の形質の変更、木竹の伐採(管理行為を除く)、その他の緑地の保全に影響を及ぼす恐れのある行為等は市長の許可が必要

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り



10年間で約900 haを指定

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り



■ 緑地保全制度による新規指定

5 年間【目標】 300 ha

※市による買取りの想定面積：113 ha

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

緑の10大拠点内の樹林地

市街化区域内の身近な
まとまりのある樹林地



■ 緑地保全制度による新規指定

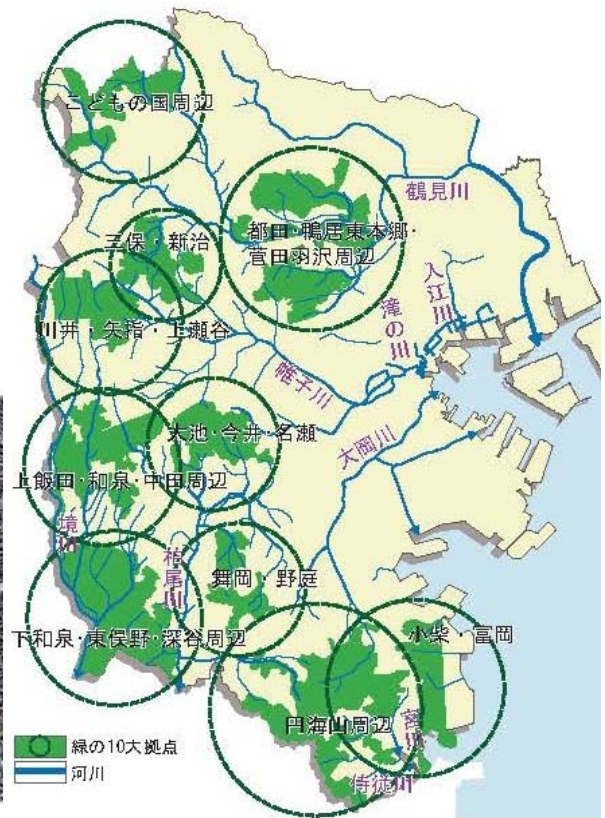
5 年間【目標】 300 ha

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

緑の10大拠点

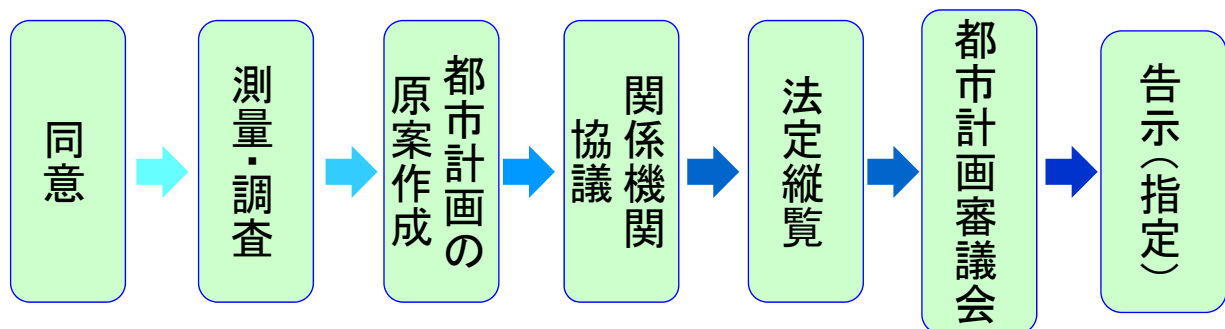
郊外部のまとまりのある
樹林地や農地を中心とする
緑の拠点

緑の10大拠点内の樹林地



(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

特別緑地保全地区の指定の流れ



市内の特別緑地保全地区 166地区約507.1ha
(令和2年2月5日現在)

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り



旭区 下川井町特別緑地保全地区

■ 保全した樹林地の整備 5か年【目標】推進

柱1: 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策1 樹林地の確実な保全の推進	事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
施策2 良好な森を育成する取組の推進	事業② 良好な森の育成 (1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進 (2) 指定した樹林地における維持管理の支援
	事業③ 森を育む人材の育成 (1) 森づくりを担う人材の育成 (2) 森づくり活動団体への支援
施策3 森と市民とをつなげる取組の推進	事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり (1) 森の楽しみづくり (2) 森に関する情報発信

(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進



■ 森の維持管理 5か年【目標】推進

保全管理計画の策定

保全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理

(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

保全管理計画と森づくりガイドライン

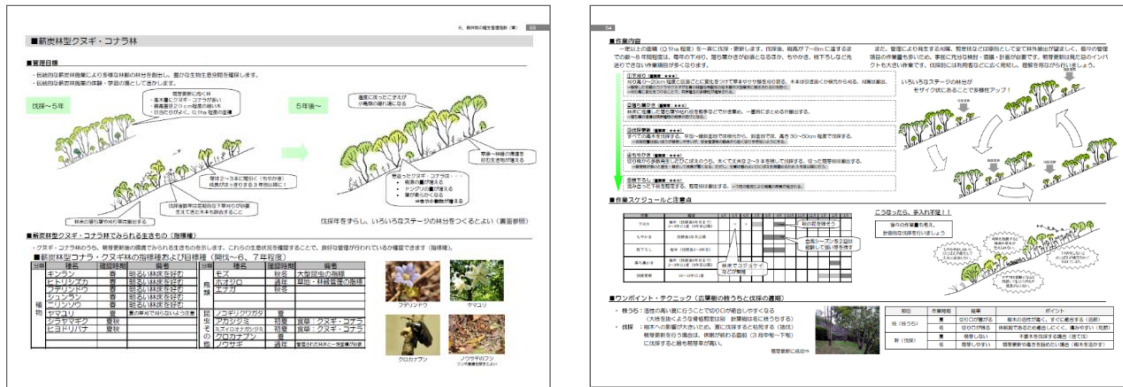
横浜における樹林地は、小さい中に多くの機能が求められている



- 細やかな管理を行うための技術の向上
- 樹林地に携わる当事者間での将来像の共有と合意形成

(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

森づくりガイドライン 横浜市の標準的な指針を示す



林相別管理マニュアル(ガイドラインより)

- 横浜市の樹林の特徴(生物相や利用、歴史的背景など)を解説
- 実際の作業で配慮が必要な項目や指標生物を林相別に解説
- 危険樹木の判定基準や、対処方法(萌芽更新による法面保全等)
- 行政内部だけでなく、森づくり活動を行う市民とも共有できる内容

(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

保安全管理計画を策定し、将来像を共有する

それぞれの森ごとに異なる人、生き物、立地、歴史等...

いろいろな立場の人

- 利用者、周辺住民
- 地権者
- 森づくり活動をする人
- 行政

保全や利用の視点

いろいろな生き物

- 明るい森が好きな生き物
- 暗い森が好きな生き物
- 湿地が好きな生き物
- 森も草地も必要な生き物

生物多様性の視点

その森の立地、歴史

- 地形や気候
- 周りの土地利用
- 昔の土地利用
- 風習や言い伝え、伝統行事

地域らしさの視点



各視点それぞれのバランスをとり、
森ごとにオーダーメイドでつくり
関係者で共有するツール

保安全管理計画

(「目標像」+「ゾーニング」+「施業計画」)

(2) 指定した樹林地における維持管理の支援

助成の対象となるケース



危険・支障になっている
樹木がある



伸び放題のやぶがある



不法投棄や土砂流出の
懸念がある

■ 緑地保全制度により指定している民有樹林地の
維持管理助成 5か年【目標】500件

(2) 指定した樹林地における維持管理の支援

作業前



作業後



南区 六ツ川

柱1: 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策1 樹林地の確実な保全の推進	事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
施策2 良好な森を育成する取組の推進	事業② 良好な森の育成 (1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進 (2) 指定した樹林地における維持管理の支援 事業③ 森を育む人材の育成 (1) 森づくりを担う人材の育成 (2) 森づくり活動団体への支援
施策3 森と市民とをつなげる取組の推進	事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり (1) 森の楽しみづくり (2) 森に関する情報発信

(1) 森づくりを担う人材の育成



■ 森づくりを担う人材の育成 5か年【目標】推進

(1) 森づくりを担う人材の育成

横浜のどリアップ計画 このニュースレターは「市民とともに次世代につなぐ森を育む」取組として発行しています 令和元年12月発行

よこはまの森 ニュースレター No.102

横浜市環境創造局みどりアップ推進課 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 tel 045-671-2624 fax 045-224-6627
[よこはまの森ニュースレター HP アドレス] https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori_up/1mori/volunteer/morivolunteer.html

ボランティア活動中の保険について

森づくり活動団体の方々には、活動に際し、活動団体構成員の傷害及び第三者への損害のための保険に加入することをお願いしています。(横浜市市民協働による森づくりに関する要綱第18条参照) 活動中のケガや事故に備え、必ず加入してください。参考までに、保険制度の一部を紹介します。

■保険料や事前の加入手続きは不要。

横浜市市民活動保険

■ 広報誌等での森づくり活動に関する情報発信 5 年【目標】 20回

(2) 森づくり活動団体への支援



- 森づくり活動団体への支援
5 年【目標】 150団体
- 森づくり活動団体への専門家派遣
5 年【目標】 20回

(2) 森づくり活動団体への支援



金沢区 関ヶ谷市民の森



旭区 上川井市民の森



■ チップターの貸し出し
5か年【目標】推進

柱1: 市民とともに次世代につなぐ森を育む

<p>施策1 樹林地の確実な保全の推進</p>	<p>事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り</p>
<p>施策2 良好な森を育成する取組の推進</p>	<p>事業② 良好な森の育成 (1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進 (2) 指定した樹林地における維持管理の支援</p> <p>事業③ 森を育む人材の育成 (1) 森づくりを担う人材の育成 (2) 森づくり活動団体への支援</p>
<p>施策3 森と市民とをつなげる取組の推進</p>	<p>事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり (1) 森の楽しみづくり (2) 森に関する情報発信</p>

(1) 森の楽しみづくり



- 市内大学や関係団体などと連携したイベントや、区主催による地域の森でのイベントの実施
5か年【目標】180回

(2) 森に関する情報発信

ウェルカムセンター 5館



- ウェルカムセンター周辺の緑を活用したイベント等
5か年【目標】50回

(2) 森に関する情報発信

ウェルカムセンター 5館

寺家ふるさと村 四季の家



青葉区

環境活動支援センター
交流スペース



保土ヶ谷区

舞岡ふるさと村虹の家



戸塚区

新治里山公園
にいはる里山交流センター



緑区

横浜自然観察の森
自然観察センター



栄区

(2) 森に関する情報発信



栄区 横浜自然観察の森・瀬上市民の森
「つながりの森をあるこう」

市民の森ガイドマップ

